

事 務 連 絡
平成 26 年 6 月 4 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

平成 26 年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術
及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
独立行政法人 国立がん研究センター 御中
独立行政法人 国立循環器病研究センター 御中
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
独立行政法人 国際医療研究センター 御中
独立行政法人 国立成育医療研究センター 御中
独立行政法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災補償部補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
平 成 2 6 年 6 月 4 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成26年度診療報酬改定における経皮的冠動脈形成術
及び経皮的冠動脈ステント留置術に係る届出について

平成26年度診療報酬改定については、「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等の関係告示等が公布され、その円滑な施行に御尽力いただいているところですが、経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術の届出については下記のとおりと致しますので、その取り扱いに遺漏なきを期されたい。

記

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術については、平成26年度診療報酬改定により、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）第10部手術の通則4の規定により施設基準の届出が必要となったところであるが、当該施設基準について、各医療機関からの届出状況等に鑑み、平成26年4月14日時点において届出を行っていない医療機関であって平成26年6月30日（月）までに届け出た場合には、平成26年4月1日に遡って算定して差し支えないものとする。